

平成24年 2月24日開会

平成24年 3月23日閉会

平成24年3月

志太広域事務組合議会定例会

会議録

志太広域事務組合議会

平成24年3月志太広域事務組合議会定例会会議録目次

会期及び会期中日程 1

1日目（2月24日金曜日）

1. 出席議員 3
2. 出席説明員 4
3. 職務のため出席した職員 4
4. 議事日程（第1日目） 5
5. 開会、開議 6
6. 日程第1 議席の指定 6
7. 会議録署名議員の指名 6
8. 諸般の報告 6
9. 日程第2 会期の決定 7
10. 日程第3 第1号議案から日程第6第4号議案まで 7
(1) 提案理由の説明 7
11. 散会 9

2日目（3月23日金曜日）

1. 出席議員 10
2. 出席説明員 11
3. 職務のため出席した職員 11
4. 議事日程（第2日目） 12
5. 開議 13
6. 日程第1 一般質問 13
(1) 14番（片野伸男議員） 13
・広域でのゴミ処理の問題点について	
(2)被災地のガレキ処理について	

(3)高齢化社会を迎えての斎場の問題点について	
(2) 5番 (大石信生議員) ……………	24
・一般廃棄物処理基本計画の問題点について	
7. 日程第2 第1号議案から第4号議案まで4議案一括上程……	35
(1)質疑 ……………	35
(2)討論 ……………	35
第1号議案に対する討論	
5番 (大石信生議員) 反対……………	35
12番 (鈴木正志議員) 賛成……………	37
(3)採決 ……………	38
第1号議案 (賛成多数・可決) ……………	38
第2号議案 (賛成総員・可決) ……………	38
第3号議案 (賛成総員・可決) ……………	38
第4号議案 (賛成総員・可決) ……………	39
8. 閉議・閉会 ……………	39

付録

1. 一般質問及び質問要旨 ……………	41
---------------------	----

平成24年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期 2月24日（金）から3月23日（金）までの29日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
2月24日	金	本会議第1日目 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午前9時20分） ○議員全員協議会（午前9時40分） ○議員全員協議会（本会議終了後）
2月25日	土	休日
2月26日	日	休日
2月27日	月	休会
2月28日	火	休会
2月29日	水	休会
3月1日	木	休会
3月2日	金	休会
3月3日	土	休日
3月4日	日	休日
3月5日	月	休会（一般質問・質疑通告期限：午後1時）
3月6日	火	休会
3月7日	水	休会
3月8日	木	休会
3月9日	金	休会
3月10日	土	休日
3月11日	日	休日
3月12日	月	休会
3月13日	火	休会

3月14日	水	休会
3月15日	木	休会
3月16日	金	休会
3月17日	土	休日
3月18日	日	休日
3月19日	月	休会
3月20日	火	春分の日・休日
3月21日	水	休会
3月22日	木	休会
3月23日	金	<p>本会議第2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○議案上程、質疑、討論、採決 ○議会運営協議会（午前9時20分） ○議員全員協議会（午前9時40分） ○閉議・閉会 ○議員全員協議会（本会議終了後）

2月24日（金曜日）

○出席議員（16人）

1 番	藪 崎 幸 裕	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
4 番	加 藤 與志男	議員	(焼津市議会議員)
5 番	大 石 信 生	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	池 谷 潔	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
8 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
9 番	百 瀬 潔	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
12 番	鈴 木 正 志	議員	(焼津市議会議員)
13 番	渡 辺 恭 男	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	片 野 伸 男	議員	(焼津市議会議員)
15 番	押 尾 完 治	議員	(焼津市議会議員)
16 番	館 正 義	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	清 水 泰	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	梶 原 重 光	

○監査委員

鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	森 田 博 己	(藤枝市議会事務局長)
書 記	原 木 三 千 年	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局主幹兼政策調査担当係長)
書 記	矢 部 史 子	(藤枝市議会事務局庶務担当係長)
書 記	渡 邊 剛	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書 記	金 田 優 子	(藤枝市議会事務局議事担当主査)
書 記	相 馬 孝 正	(藤枝市議会事務局政策調査担当主査)

平成24年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成24年2月24日（金）午前10時00分開議

場所／藤枝市議会議場

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 第1号議案 平成24年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 平成24年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 平成23年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

第4号議案 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算
（第1号）

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前 9 時 59 分開会

○議長（舘 正義議員） おはようございます。

ただいまから平成24年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして御報告いたします。

去る 2 月 21 日、焼津市の石田昭夫議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、志太広域事務組合議会会議規則第 72 条の規定により、同日これを許可しましたので御報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。

初めに、焼津市選出議員に異動がありましたので、新たに組合議員になりました議員を御紹介いたします。

名前を呼ばれた方は自席で御起立をお願いいたします。

加藤與志男議員。

○（加藤與志男議員） よろしく願いいたします。

○議長（舘 正義議員） よろしく願いいたします。

以上で、御紹介を終わります。

日程第 1、議席の指定を行います。

加藤與志男議員、4 番。以上のように指定いたします。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3 番 石田善秋議員、12 番 鈴木正志議員を指名いたします。

ここで書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（森田博己） 議長。

○議長（舘 正義議員） 書記長。

○書記長（森田博己） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から第 1 号議案 平成24年度志太広域事務組合一般会計予算外 3 件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から平成23年度例月出納検査結果報告書、8 月、9 月分、10 月分、11 月分、12 月分及び平成23年度定期監査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

○議長（舘 正義議員） 監査委員から報告のありました例月出納検査結果報告の一覧及

び報告書の写しをお手元に配付してありますので御了承願います。

以上で報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1	志太広域監第9号	平成23年8月分	例月出納検査結果報告書
2	志太広域監第10号	平成23年9月分	例月出納検査結果報告書
3	志太広域監第11号	平成23年10月分	例月出納検査結果報告書
4	志太広域監第15号	平成23年11月分	例月出納検査結果報告書
5	志太広域監第16号	平成23年12月分	例月出納検査結果報告書
6	志太広域監第17号	平成23年度定期監査結果報告書	

○議長（舘 正義議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を別紙日程表のとおり本日から3月23日までの29日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（舘 正義議員） 異議なしと認め、したがって、会期は29日間に決定いたしました。日程表の中の訂正につきましては、先ほど全協で御確認をいただいたとおりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第3、第1号議案から第4号議案まで以上4件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（舘 正義議員） 管理者。

○管理者（北村正平） おはようございます。

ただいま上程されました第1号議案から第4号議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

お手元にございましたら、水色の表紙の平成24年度歳入歳出予算書、これをページをめくっていただければ幸いです。

まず、第1号議案 平成24年度志太広域事務組合一般会計予算は、組合規約に基づき、組合が管理する施設の安全で安定的な運転管理と計画的な維持補修等、また新たに

消防広域化に向けた準備を行うためのものが柱となります。当初予算額は28億4,700万円で、前年度当初予算に比べ5億9,700万円、率にいたしまして26.5%の増となっているところでございます。この増の要因は、消防広域化に向けたものでございます。

歳入の主なものは二市分担金21億681万2,000円、斎場使用料及びごみ処理手数料等2億2,360万5,000円、消防救急通信指令装置の整備に係る国庫補助金1億8,164万円及び組合債2億8,500万円、地域振興事業基金利子及び有価物売却等による財産収入3,877万4,000円等であります。

歳出の主なものは59ページからでございますけれども、議会費、一般管理費及び企画費2億353万4,000円、斎場管理費9,068万2,000円、ごみ処理及びし尿処理施設に係る職員の人件費、クリーンセンター整備に係る経費等の清掃総務費1億3,691万円、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの運転管理、維持補修等のごみ処理費11億2,589万6,000円、最終処分場の管理に係る最終処分費3,452万2,000円、藤枝環境管理センター、大井川環境管理センターの運転管理、維持補修等のし尿処理費4億4,180万3,000円、平成24年度末の二市の消防救急組織統合に必要な通信指令装置及び給与財務会計システム整備等の消防費6億400万円及び組合債元利償還金の公債費1億9,965万3,000円であります。

次に、第2号議案 平成24年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算、59ページからでございますが、地域医療に貢献できる人材育成を目指し、魅力ある学校づくりに充てるもので、当初予算額は2億600万円で、前年度当初予算に比べ1,500万円、7.9%の増となっております。

歳入の主なものは、二市分担金、榛原総合病院組合負担金1億8,873万7,000円、授業料及び入学検定料1,620万円等であります。

歳出の主なものは、学校の運営管理費等に要する経費の看護専門学校費1億9,762万8,000円及び組合債元利償還金の公債費737万2,000円であります。

次に、第3号議案 平成23年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。資料が別でございまして、白い表紙の平成23年度補正予算の資料でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,429万円を減額し、予算総額を22億2,111万円にしようとするものであります。

歳入では、分担金2億3,136万8,000円を減額し、使用料及び手数料、財産収入、諸

収入6,399万1,000円で、及び繰越金1億3,308万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出では、衛生費の委託料及び工事請負費の契約差金、消耗品等の需用費の減等により3,022万3,000円の減額、また消防費では委託料の契約差金150万円の減額等をするものであります。

次に、第4号議案 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。18ページからでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ37万3,000円を減額し、予算総額を1億9,062万7,000円にしようとするものであります。

歳入では、分担金及び負担金778万4,000円を減額し、繰越金741万1,000円を増額するものであります。

歳出では、学校庶務費及び教務費の人件費37万3,000円を減額するものであります。

以上、提案理由を一括して御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（館 正義議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。3月23日午前10時開議です。

本日はこれで散会いたします。

○議長（館 正義議員） お知らせいたします。

この後、20分から全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

午前10時11分散会

3月23日（金曜日）

○出席議員（16人）

1 番	藪 崎 幸 裕	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
4 番	加 藤 與志男	議員	(焼津市議会議員)
5 番	大 石 信 生	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	池 谷 潔	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
8 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
9 番	百 瀬 潔	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
12 番	鈴 木 正 志	議員	(焼津市議会議員)
13 番	渡 辺 恭 男	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	片 野 伸 男	議員	(焼津市議会議員)
15 番	押 尾 完 治	議員	(焼津市議会議員)
16 番	館 正 義	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	清 水 泰	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	梶 原 重 光	

○監 査 委 員

鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	森 田 博 己	(藤枝市議会事務局長)
書 記	原 木 三 千 年	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局主幹兼政策調査担当係長)
書 記	矢 部 史 子	(藤枝市議会事務局庶務担当係長)
書 記	渡 邊 剛	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書 記	金 田 優 子	(藤枝市議会事務局議事担当主査)
書 記	相 馬 孝 正	(藤枝市議会事務局政策調査担当主査)

平成24年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成24年3月23日（金）午前10時開議

場所／藤枝市議会議場

第1 一般質問

第2 第1号議案 平成24年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 平成24年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 平成23年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

第4号議案 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算
（第1号）

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前 9 時 59 分開議

○議長（舘 正義議員） 改めまして、おはようございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（森田博己） 議長。

○議長（舘 正義議員） 書記長。

○書記長（森田博己） 御報告いたします。

片野信男議員ほか 1 名からそれぞれ提出されました一般質問の通告を受理いたしました。

以上です。

○議長（舘 正義議員） 日程第 1、一般質問を行います。

順に発言を許します。

14 番、片野伸男議員、登壇を求めます。

○14 番（片野伸男議員） 14 番、片野伸男。

○議長（舘 正義議員） 14 番、片野伸男議員。

（登 壇）

○14 番（片野伸男議員） 皆さん、おはようございます。

通告に基づいて一般質問を行います。

まず、広域でのごみ処理の問題点についてであります。初めに、（1）の（仮称）クリーンセンターの問題点ですが、今もって私は、我が党全議員の従来からのごみ処理問題の考え方に同じであります。広域処理化については、今、当組合で計画中の場所は、前回は申し上げましたとおり、焼津市側から見ますと余りにも距離が遠くなること、それはとりもなおさず、私たち焼津市にとりましてごみ運搬経費の負担が重くなることです。

いろいろ理由もある中で、運搬車両の台数を増加さなくてはならない点、移動に時間も多くとられて、運転手の増員もそれに応じてしなくてはならない点に加えて、輸送距離が遠くなることは、それに応じて燃料を多くすることになります。

その燃料も日増しに価格が高くなって、数年前より、購入する側に立ってみますと、収入減もありますから 2 倍ぐらい高くなっています。原油産油国の政変があっただけでも、世界じゅうの経済に大きな打撃を与えています。今、私が一番心配しているのは、

イラン国内の政変が原油の国際価格の上昇に予断を許さないことです。

そして、石油を多くすることは地球温暖化により人類の生存をも脅かすほどのものになっています。それは、大げさな言い方になるかもしれませんが、国際会議でも重要議題となっております。京都議定書という形であらわされています。

このような環境破壊の悪魔のサイクルは一度でき上がると長期化し、私たちの未来世代に禍根を残すこととなります。それだけでなく、また移動距離が長くなることで、それだけの交通渋滞、事故等のリスク負担も確率的に高くなり、悪くするとごみ処理の正常な活動に支障が出ることも、取り越し苦労のようではありますが、その点についても心配ですので、お伺いいたします。

次に、(2)の既存の焼津市中新田地区内の東名高速道路の近くに民間のごみ焼却施設がありますが、その活用についてであります。私はこう見えましても青年時代がありまして、米麦中心で暮らしが成り立たなくなったとき、一時期ビニールハウスで当時盛んであったトマトの温室栽培をした時代がありました。ビニールの張りかえのとき、私たち多くの農家は古ビニールの処理に困りまして、焼津市海岸で大量のビニールを燃やして、その煙とガスは思いもかけず伊豆半島の人たちにも多大な迷惑をかけて、時の服部毅一焼津市長がみずから責任者として警察署の取り調べの対象になった苦い過去がありました。

そんな中に、私が当時、焼津市の農業委員になったばかりのとき、中新田地区に農家のビニールも処分してくれるという施設の建設計画が出てきまして、私たち農民はまるで地獄に仏のような気持ちで期待して、農地転用の許可を出したことを昨日のように思い出します。

そのときには周辺住民からの反対の声も上がりましたが、ようやく住民の皆さんの同意を得て、たしか1時間当たり2トンの可燃ごみ処理能力があるものであるとのことでした。

最近、一、二カ月前にその可燃ごみ処理業の社長が、農業委員としても過去に私たちともかかわりが深かったために、ごあいさつに見えられました。社長は、実は長く世話になりました、私たち夫妻も高齢になり、後継ぎの家族もいない、実は焼却炉も撤去して廃業したいとのことでした。

私は戦中生まれで、戦後の物不足時代に育ったものですから、どんなものでも壊すのは簡単ですが、再建となるとこれは大変なことになると思います。私が、東日本大震災

のことも重ね合わせ、私は、この種の設備については専門外の分野ですので冷汗三斗でお伺いしますが、やはり何かの災害の際には、1つの施設だけでなく、いざというときのスペアの施設として非常時に備えて当組合での購入、施設だけは存続し、利用してはどうかと思いましたので、この点についてお伺いします。

次に、大きな2番目の東日本大震災時の瓦れき処理問題についてですが、私も多くの人たちも、被災地の惨状を見ますと何とか協力してやりたいと思う気持ちはだれでも持ちますが、私みずからは人の口に入れる農作物を栽培しています。これも今の御時世で、農業はやればやるほど赤字がふえて行きますが、こんな赤字でも農業は大切な産業であるとの認識が強いために、みずからの身を減ぼすことを知りながらも続けています。体が動く限り借地農業でもやりたいと思います。

ですが、私は再度繰り返しますが、人様の口に入れるものを生産しています。我が町の水産漁業も同じことです。ところが、福島原発事故以後は、この静岡県は県以西の西日本の地域より何百倍という放射能のセシウムが昨年3月から6月まで降り注がれ、私たちは被曝したのかと心配になります。

私は、文部科学省の発表資料を見て茫然としました。私は、昨年つくった米を知らずに売ってしまっています。私も毎日、俗に言う毒まざりの米、野菜を食べています。唯一の自分に対しての気休めは、政府は安全基準を80倍に引き上げているため、知らずにいただけの話です。私は、農業はだめだと一時絶望しましたが、被災地の農漁民は、その人たちはその何百倍もの放射能の中で頑張ろうとしている情報を見ると、私は、ここで自分にくじけてはいけないと思ひ聞かせています。

原発の事故が起きたときには、放射能は拡散させて処理するのではなく、1カ所に集めて封じ込めるのが世界の常識であります。我が地域の農林水産業関係者は、既に莫大な経済的な打撃を受けています。焼津市では、過去にビキニの水爆実験で全戸の魚屋さんの店先に、当店では焼津の魚は売っていませんとの張り紙が出され、産業経済は一時期、今の夕張市のように落ち込み、赤字再建団体にまでなりました。

また、今回の福島原発事故で農林水産業者は、不況下、青息吐息です。第1次産業、中小企業が苦しんでいます。そんな中で、瓦れき処理は、関係業者、消費者のことを考えると、政府の方針とはいえ、とても率直にはいとは言えない、ノーですが、この気持ちは、当組合管理者はどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、3番目の高齢化社会を迎えての斎場の問題点についてであります。初めに

(1) 斎場周辺の問題点をお伺いします。

高齢化社会というのは、即、斎場利用者は必然的に増加するということであると思います。斎場関係者の話を伺いますと、当斎場周辺に茶園等農地があり、半ば耕作放棄地化していて、2人ぐらいの農地所有者は土地売却希望があると聞きましたが、今日の農業情勢から見ると十分察しがつきます。今後の利用者増のことも考えて、斎場敷地周辺の農家に売却希望の有無を打診するお考えか、お伺いいたします。

次に(2)の斎場利用者増への対応についてお伺いします。

人間の死というのだれにも必ず訪れるものですが、これは斎場の能力を考慮して計画的に死を迎えることはできません。私は、当然このようなことも考えて、夏場等は特に利用者遺体の保管に困るので、冷凍設備があると思っておりましたが、関係者にお聞きしますと、今現在は無いとのことでした。今後、災害時も考えて、設置計画について当組合管理者側のお考えをお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

○議長(舘 正義議員) 当局から答弁を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(舘 正義議員) 管理者。

○管理者(北村正平) おはようございます。

片野議員にお答え申し上げます。

初めに、広域でのごみ処理の問題点のうち、クリーンセンターの問題点について、このことをございます。

クリーンセンター整備事業につきましては、高柳清掃工場と一色清掃工場及びリサイクルセンターの老朽化への対処や、あるいは高柳清掃工場の設置期限の問題に対応するため、志太広域事務組合の最重要課題と位置づけまして、一日も早い完成に向けて全力で取り組んできたところでございます。

そこで、クリーンセンター整備に伴う焼津市、藤枝市の新たな財政負担について、このことをございます。住民の皆様のごみ減量への協力によりまして、予定されている施設規模を当初の日量350トンから260トンへと大幅に縮小いたしまして、効率的、効果的な施設を目指してまいりましたが、新たなごみ処理基本計画では、施設規模を日量230トンといたしまして、さらにコンパクトで行政効果の高い施設の整備に努めているところでございます。

また、クリーンセンターは、市民生活に直結した大変重要な施設であることは申すまでもありませんが、将来にわたり安全で安定したごみ処理を継続して行うことが組合に課せられた使命であると考えております。

収集運搬経費の増加分については、現在ある3施設を統合することによりまして、効率的な運営が可能となる効果もありまして、大幅な経費縮減が達成可能となりますので、ごみ処理経費全体の中でコストダウンができるものと考えているところでございます。

次に、2項目めの民間施設も含む既存の施設の活用について、このことでございますが、既存の施設は経年劣化に伴う設備の更新整備などの維持管理費用が増加してきますとともに、高柳清掃工場周辺の皆様には既に平成16年3月に使用期限が切れている中で引き続き延長をお願いしておりまして、施設稼働の御理解をいただいている現状であります。このようなことから、一日も早い新たな施設への切りかえが必要であると考えております。

民間焼却施設の利用につきましては、全国的にも例がございませんが、現在、両市内で一般廃棄物を焼却処理できる民間施設はなく、そうした活用は考えておりません。組合としては、現有の3施設を統合いたしまして、ごみ処理を安全かつ安定的に進め、環境負荷も少なく、経費の縮減にもつながる効果の高い新たなクリーンセンターの早期建設が何よりも重要であると考えております。

次に、被災地の瓦れき処理についての1項目め、被災地の瓦れきを受け入れた場合の地元を与える影響について、このことでございます。

被災地を全国一丸となって支援することは当然のことでありまして、復興を強く望んでおりますので、可能な限りの支援を行っていきたいと考えております。今後、国及び県がその責任におきまして焼却灰の最終処分先を確保した上で、ごみ処理施設周辺の住民の皆様の理解を得ることができれば、災害廃棄物の受け入れについて、安全を確認した上で積極的に協力していきたいと考えております。

しかしながら、志太広域事務組合では、御承知のとおり、最終処分場を所有しておらず、焼却灰の処分は県外の民間業者に委託をしております。焼却灰の処理については受け入れ先自治体との協議が必要となりまして、現在のところ、災害廃棄物を焼却した灰の受け入れに理解を示している自治体はありませんので、現時点では災害廃棄物を受け入れて焼却することは困難な状況にあります。

なお、現在、県が進めております災害廃棄物の広域処理の対象は、岩手県の大槌町と

山田町のものでございますが、安全が確認された災害廃棄物だけでありますので、地元
に与える影響はないものと考えております。

万が一、風評被害が生じた場合、すべてを賠償の対象とするとともに、国及び県が災
害廃棄物の安全性について不安払拭のための広報活動を行うことを強く要望していき
たいと考えております。

次に、斎場敷地周辺の問題点についてでございますが、まず斎場周辺の住民及び自治
会の皆様には日ごろから斎場運営について大変な御理解と御協力をいただき感謝を申し
上げる次第でございます。

新しい斎場の整備につきましては、地元自治会の御理解をいただいて、斎場施設更新
計画対策協議会を設置いたしまして、これから焼津市とともに周辺住民の皆様と十分な
協議を行いながら計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

新しい斎場の整備におきましては、現段階では現有敷地内での計画となっております
で、今後必要があれば地元の皆様と相談して進めてまいります。

次に、斎場の利用者増の対応策について、このことでございます。

一昨年 of 年末年始の時期に火葬者が集中いたしまして、待機日数がふえたことから、
昨年12月1日より1日当たりの最大火葬件数を12件から14件にする、このような措置
をとったところでございます。

斎場内に冷凍室を備える考えはないのかというお尋ねでございますが、通常、御遺体
は葬祭業者が火葬までドライアイスなどにより保管するものと考えております。自然災
害などの不測の事態の際に一時的に火葬が増加いたしまして、火葬能力を超えて対応で
きない場合は、静岡県広域火葬計画に基づきまして、県内及び県外の火葬場の応援協
力を得て、広域的に火葬を行うなどの対応をとることとなっているところでございま
す。

新しい斎場の整備におきましては、将来の需要予測等を推計した上で、火葬炉を現在
の7炉から9炉へ増設するとともに、葬儀の多様化に対応するために、葬祭式場を現在
の1室から大小2室の設置を計画しているところでございます。さらに、普通車の駐車
台数を現在の219台から300台にふやすなど、施設計画を進めております。

○議長（舘 正義議員） 片野伸男議員、よろしいですか。

14番、片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 再質問をさせていただきます。

まず、ごみの処理の問題でございますが、冒頭申し上げましたけれども、機械ってい

うのはいろいろ修理費とか何かとか、古くなってくると劣化して、それ相当に修理費がかかるってことはあるんですが、私は農機具を何種類か、皆さん、農家の衆はみんな持っているわけですが、機械ってというのは大概古くなってくると、農機具屋とか何とかってというのは、新車買え、新車買え、新品を買え、新品を買えってよく言うわけですよ。だけん、農家経営とかいろいろ見たらだけんね、原発は古くなって事故起こされたら大変なことだけんが、農機具とか機械、焼却場ってというのは、そういう危険施設じゃないということです、いざ故障した場合でもね。

それから機械ってというのは、全部が悪くなるってことはまずないだよね。機械は、意外と故障しても全部が悪いというより、やっぱり部分的な故障が多いもんですから、機械屋はどうしても売るのが商売だもんだから、そういうことで、私は古くなったコンバインも優しくお姫様を扱うようにコンバインでも何でも使っていますし、それから、使い終わった機械でも、何かみんなはぼろ屋がとりにくるまでは、自分のうちはぼろ屋じゃねえかと言うけんが、古いやつも全部残してあります。それで、何かあったときに、いざ機械ってというのは何が故障するかわからなかったときに、やっぱりスペアがあるとすごく気休めになって安心ですし、中にはまた近くの農家の衆が故障したときに、部品をとりに来たり何かして活用してくださったりして、というようなことで来てるもんですから、先ほども申し上げましたように、あるものはなるだけ再利用して、悪いとこだけ直して使うというのはあれですし、それから冒頭申し上げましたように、いろいろなところに、各地域に幾つあるってというのは、今、この自然災害で東日本のほうで問題になって瓦れき処理があるわけですが、各所にこういうのがあったら、非常にそういう問題も非常にいいんじゃないかなっていうことがあるわけですが、一応そういう遠くの問題はあれとしても、地元で非常に1カ所にまとめるとどうしても近くのほうはいいですが、遠くから運ぶとなるとそれぞれの輸送コストもかかるということで、いろんな今、冒頭申し上げましたように、大変なことが、悪循環が長期にわたって続くわけですね。環境破壊にもつながるわけです。

そういったときに、私どもが、やっぱり私どもの世代は、ここにいる自分は僕らよりも若い衆が多いですが、非常に今の若い人たちに対しましては、深刻な不況と環境汚染とか原発事故とかってというようなことを、悪い遺産を残して、非常に罪深い世代だなど自分に言い聞かせていかにやらんってときに、そういった面でどうも1カ所に大型のをつくれってというのは、そういうのを製造する焼却炉メーカーとか何かとかってというの

は、それに生き残りをかけているわけですから、そういうあれはあるかもわかりませんが、やはり分散化して、輸送距離の少ないそういうものを残す責任があるんじゃないかなど、そういうふうに私は思っております。また、その点についても御答弁をお願いしたいと思います。

また、被災地の瓦れき処理の問題についても、きょうちょっと資料持って来るの忘れちゃったですが、被災地の現場でも、今、産業経済が非常に震災でダメージを受けていると。雇用は行きたくてもないということで、生活の糧のお金の入り口がないということで、働き場所を求めているために瓦れき処理もやりたいという市町があるということであるわけですが、そういったときに、大手の人たちが、この瓦れき処理の仕事を持っていっちゃって困るという悲鳴の声も聞かれていると思います。

この問題を考えてみますと、私どもは今、原発の問題が特に頭ひらめくわけですが、瓦れき処理の問題ではね。僕らの大多数が、浜岡原発が近くにあるのをとめてもらいたいというのはあるんですが、話が全然無関係のように見えますが、くっついてます。なぜかっていうと、御前崎市はやはり原発を産業として生きてきているわけですよ。こういう人のところに、当然、仕事をなくしちゃったら、これはもめごと、いや、廃炉にさせることはいいけれども、食っていけないっていうことになると、非常にやっぱりけんかの、けんかっていうか、もめごとの材料になっちゃうわけですよ。

やっぱり、そういうようなときには、国策で進めたとしたら、国の負担でもって廃炉産業を育成していくというようなことで、やっぱり双方が成り立つようなことなんかもやっぱり考えていかにゃあ、御前崎市の立場も考えていかないと、原発廃止っていうのは、僕は、願いはなかなか平行線をたどっちゃうんじゃないかなっていう気はいたします。

それから、瓦れき処理の問題で私どもが、農協関係もそうですが、組合とか水産業界も同じだと思うんですが、非常に販売力が落ちたということで、ただでさえ第1次産業が大変な中で、今、大混乱になって、一時、組合長も辞表を出すっていうような深刻な状態もあるわけです。私ども農家の仲間も7割が返ってきちゃって、7,000万円が売り場所に困っちゃったと。1年目は東電と交渉して何とかもらえるかもわからんけえが、政府が終息宣言出しちゃったもんで、この後、補償してくれるかどうかわからんと。それだから、やっぱり顧客を持っている人たちは、1回逃げたお客はなかなか戻ってこない、こういうような問題があります。

それから、そういうようなことで、私はこれ、瓦れき処理っていうことの受け入れっていうことに賛成しますと、地元の僕らの関係の団体とか農家の人とか水産業の人たちに対して、ただでさえ被害をこうむっているのを、ただ、今、消費不況で魚も原価は高くなっているし、油も高くなって、製造コストも高くなっている、価格も上乗せできないという深刻な状況の中で、本当に自分たちの気持ちを逆なでするようなことをされちゃ困るっていうのは本当の心情ですので、そういうところも、僕らもとにかく農林水産業、藤枝も農業のかなり盛んなまちではございますので、やはり、こういう生き残りをかけた大変なときに、ただでさえ、昔の言葉で言やあ、農林水産業っていうのは昔の言葉で言やあ、こういうところで言うのは気が引けるわけですが、先輩の高齢の人たちが「首つりの足を引っ張る」というような言葉がありましたけれども、そういうようなことで、そういうような深刻な事態であります。

それから、私たちはきれいな社会を未来の世代にわたって残していかにゃならんと。そういったときには、やっぱり世界の原則でありますよね、原発事故が起きたら1カ所に集めてそこに封じ込めると。それから、いろいろな面で、こっちへ瓦れき処理を持ってきたりするっていうと輸送コストもかかるとか、いろいろな問題がございまして、それも量も莫大ですので、そういった点も考えていただきたいと思います。

非常にきれいな環境の社会を残す。私は自分の命にかけては、いろいろな問題に直面してくるときに、これは執着しないと、健康には留意しますが、生命・財産に執着はしないということにしております。ただ、若者の未来については、これはすごく真剣に執着して、頑張っていくというようなことで思っております。

それから、そういう面でもう一度、いろんな分野から申し上げましたけれども、その点を御答弁お願いしたいと思います。

それから、高齢者社会を迎えているいろいろ、高齢者社会イコール利用者増ということになるわけですが、さっき管理者から答弁がありましたけれども、冷凍設備っていうのは葬祭業者が持っているということですが、今不況でもって私もやったことがあるのですが、家族葬っていうのが、お寺さんにも気の毒ですが、だんだん地味になってきちゃっていると、こういうようなことでございますので、どうしてもドライアイスとかなかったら、どうしても自分らでこじんまりやろうとしたときに、葬祭業者に多く依存しにゃならないっていうことになるもんですから、公的なところでできるなら、僕はこれが常識だと思うわけですから、公的なところで冷凍設備ぐらい持つことが、そういうことで

再度この点を冒頭質問に続いてお伺いしますので、御答弁お願いいたします。

○議長（舘 正義議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（舘 正義議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 再質問の論点を整理するのにちょっと時間かかったものですから申しわけありません。

4つあるかと思えます。1つは高柳あるいは一色の清掃工場について機械器具の設備の更新、こういったようなものについて使えるものは大事に使っていったらどうだという御質問だったと思えます。当然、私たちはこのことにつきましては、経年劣化等、これを計画的にメンテナンス、また、もう一つは部品を交換するとか、これもその年次計画に基づいて順調な運転ができるように、これについてはやっているところでございまして、大事に使っているとこととでございます。そして、何よりもこれを更新するためにしっかりと整備していくということは当然ですけれども、設置期限の約束を地元の皆様としているという、このことも大変大きな要素になるということとでございます。

2つ目でございますが、輸送コスト、こういうことで環境的にも経済的にも負担を負うことになるんじゃないか、こういう再質問だったと思えますけれども、これは、やはり、現在の3施設を統合することによりまして、経済的には当然ですけれども、むしろ環境的にも効率的な運営が可能になるということと、大幅なコストの縮減にもつながるといふようなことで、これはぜひこういう形で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

3つ目でございますけれども、瓦れき処理に伴う風評被害、この御心配でございます。これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、現在の状況は最終処分場を持たない当地域につきましては、受け入れは今の段階では困難でございますけれども、これが仮に最終処分場が確保できて、地元の皆さんに御了解を得られるとしたら、それが大前提ですけれども、そうした中でやはり安全、この確認が何よりも大前提でございます。そういうような中で住民、特にこの施設の周辺の住民の皆さんを中心といたしまして、そして、さらには議会の理解、こういったようなものを前提といたしまして、先ほど申し上げましたように、もし、これを仮に受け入れるということになりましたら、万が一風評被害が生じた場合はすべてを賠償の対象とする、そのようなことと、もう一つは、国や県が災害廃棄物の安全性について不安払拭のために、ぜひ広報活動を行って

啓発して行ってほしいというようなことを強く要望していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、最後の斎場の問題でございますけれども、これは御答弁申し上げましたように、今計画を練っているところでございますが、地元の対策協議会もできておりますので、このメンバーを中心にいろいろと話をしていきますが、現在、この前も発表させていただきました計画の概要、これで慎重に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（舘 正義議員） 片野伸男議員、よろしいですか。

○14番（片野伸男議員） あと一言。

正直言いまして高柳の場所は期限が切れているということですが、藤枝も焼津もこの不況下となると市の財政を支える基盤の御主人さんが非常に大変になってきているということになると財政状況も余計ますます厳しくなると、こういうような中ですので、こういう面で新しく建設するっていうと大変な中で、また莫大な国からの補助金があったとしても金がかかるわけです。そういったときで御理解をいただくようなことを、まずこういう社会状況の中、特に管理者の皆さんにも努力して従来の施設を頼みたいということをお願いをしていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、瓦れき処理の問題につきましては、正直言って焼津市は先ほど申しましたように、ビキニ事件でもって福竜丸だけじゃなくて、焼津市の水産業者、船元さんから水産加工業者みんな倒産したんですよ。そのとき保証人もあって自殺するに近い状態とか夜逃げとかあって、そういう歴史も見ております。そういう中でまた今回のこういう3.11以後の打撃を受けていると、そういうことで農林水産業、口に入れる物ということだけでなく、いろいろなさまざまな方面から見ますと、私たちの立場から見ると、俗に言う二日酔いに迎え酒みたいなことでございますので、そのところは非常に管理者としては苦しい立場かもわかりませんが、そういう生産業者の立場も理解していただきたいということで、以上質問を終わります。答弁したいところがありましたら、ぜひとも答弁していただきたいと思います。

○議長（舘 正義議員） 管理者どうですか、答弁します。

当局から答弁を求めます。管理者。

○管理者（北村正平） 清掃工場の施設の更新につきましては、現在、東日本大震災、そういったようなことで国も予算、あるいはいろいろな負担等について慎重な形をとって

おります。我々もこれからそういったような動きを注視しながら、この問題については焼津市さんと相談して、慎重に進めていきたいというふうに思っております。

それから、風評被害等についても御心配な面、大変私もよくわかります。藤枝もお茶の問題だとかあるいは椎茸の問題だとか、焼津もお魚の問題について非常に心配な感情はわかりますので、必要に応じましてこの対応をするとともに、国、県のほうへこういうような問題についても今まで以上に強く要望していきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（舘 正義議員） それでは、次に進みます。

5番、大石信生議員。

○5番（大石信生議員） 議長。

○議長（舘 正義議員） 5番、大石信生議員。

（登 壇）

○5番（大石信生議員） 私は来年度から実行に移される新しい一般廃棄物処理基本計画、ごみ処理基本計画ですが、この問題点について7点ほど質問いたします。

1点目、新基本計画には公募による市民委員の意見はどこに、どのような形で、どのように反映されたか。具体的にお答えをいただきたいと思います。

私は委員の方から人口想定は委員の意見でかわったけれども、それ以外は基本的にはないというように聞いているわけでありまして。お答えをお願いいたします。

2点目は19年3月から施行されてきました、この現在の基本計画です。現に今生きているこの基本計画が目標としていた10年後の計画を3年で超過達成してしまったというこの問題点はどのように総括されておりますか。計画がずさんではなかったか、特に計画の精度という点でどうだったか伺います。

3点目は新しい計画も目標を早期に達成できるものではないかという問題です。藤枝市はこのたび生ごみを燃やさないで資源化する方向を新年度の戦略方針の中でほぼ明確にしたと思います。つまり、23年度に実証試験的に1,200世帯の生ごみを燃やさないで堆肥化することをやって、これが大体うまくいきました。新年度は4,500世帯にまで一気に計画を3.75倍にふやすことを決めました。そして、これを27年度には1万世帯にまで拡大する、その先は全世帯の生ごみを燃やさないで資源化していくということです。この方向を戦略方針として決めたんです。ごみ全体の6割を占めている生ごみを燃やさない、そういう方向性を確立したんですから、これはごみ行政を大きく転換させる画期

的なできごとと言ってもいいと思います。今後、この藤枝市の取り組みは志広組のごみ減量に大きな影響を及ぼすことになると思います。さらに、まだ生ごみ以外で減量できる余地はかなり残ってしまっていて、そうなりますと新しい計画の10年間に目標をかなり早く達成できるのではないかと、この展望についてはいかがお考えでしょうか。

4点目は、焼却炉の大きさの問題です。焼却炉の大きさはここ10年間にめまぐるしく変転しました。まず、平成13年7月に日量350トン、これが2年後の15年3月の計画では330トンにかわり、それから4年後の19年3月の計画では300トンを大きく割り込んで260トンになり、そして、今回230トンになったわけです。こんなに猫の目のようにかわることで、計画の権威を少なからず失墜させるものです。市民は230トンも信頼に足る数字と思えなくなるんじゃないですか。さらに、生ごみの資源化に組合全体が取り組むようになれば、この230トンもさらに大幅引き下げ可能なことを示しているのではないのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

次に、5点目の問題はごみ減量が進んでいく段階に対応した焼却炉が検討されているかどうかという問題です。焼却炉を大きくつくり過ぎるとごみ減量が進まなくなるという矛盾をどう解決するかは難しい大きな課題です。処理方式検討委員会はこの問題をどう解決しようとしているのでしょうか。

6点目は、環境影響評価です。機種が決まらなければ完全な環境影響評価はできません。従来機種が決まっていなくてもできるんだと県も言っているというような答弁があって、これができるかのように言われてきました。また、議員の中からも早くやれというような発言がありました。環境アセスメントには、事業実施直前の段階で行われる事業アセスメントと、政策決定段階や事業の適地選定の構想段階で行われる戦略的環境アセスメントの2つがあります。事業アセスメントは、処理方式とか施設の規模が決まらなければ排出されるガス1つとってみても機種によって違うわけですから決まらなければできないと。ところが決まらなくてもできるといつてきた。これは事業アセスメントと戦略的環境アセスメントをごっちゃにして1回大がかりにやるという、そういうことを間違えているんじゃないかというふうに私は考えておりますけれども、これについてはどういう態度をとられるのでしょうか、お答え願います。

最後、7点目の質問です。焼却残渣の埋め立てによらない処理を進めるとされておりますが、処理方式検討委員会ではこの問題はどのように検討されているのでしょうか。

以上よろしくお願いたします。

○議長（舘 正義議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（舘 正義議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 大石議員にお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画の問題について幾つかの御質問をいただきました。

初めに、公募による市民委員の意見反映について、このことですが、ごみ処理基本計画市民委員会議の皆様からの御意見を受けまして、基本計画の目標達成のための行動計画の中でごみ減量施策の中にこれらの意見を反映させているところでございます。具体的には、ごみを出さない調理方法の普及といたしまして食材を無駄にしない買い物方法のPR、あるいはエコクッキング教室の開催、また、不適正に排出する人への指導といたしまして、転入者やアパート家主への分別を徹底していただくための協力体制の構築、さらには、これからの世代を担う子どもへの幼稚園や学校における環境教育といった施策を追加したところでございます。

今回の基本計画の策定過程では焼津市、藤枝市、そして志太広域事務組合の担当により取りまとめました計画素案のもとで公募による市民委員の御意見を踏まえた内容となっているところでございます。お忙しいところ労を惜しまず、御出席をいただき熱心に意見を述べていただいた市民委員の皆様には感謝を申し上げます。

2点目の現在のごみ処理基本計画の制度につきましては、現在の計画を策定した後の平成19年度から両市と組合で定期的なごみ減量の推進に向けた会議を継続して開催いたしまして、ごみ減量施策やその進行管理を徹底して行ってまいりました。計画策定時の状況は、平成16年度に紙類などを搬入停止いたしまして、さらに、平成17年度から容器、包装、プラスチックの分別を開始いたしまして、事業系プラスチックの搬入を停止したことによって大幅なごみ減量が達成されました。現在のごみ処理基本計画はリデュース、リユース、リサイクル、このいわゆる3Rを初めといたしました住民のごみ減量の意識の高まり、あるいは啓発活動などを通じて行政と住民が一体となったごみ減量の取り組みが実を結んだ成果でありまして、さらに、長引く不況による景気低迷の影響で、経済や消費活動が低調であったことによって計画目標年度以前に大幅なごみ減量が実現できたものと考えているところでございます。

3点目の生ごみ資源化等によるごみ減量の影響についてでございますが、両市それぞれがごみ減量の施策に具体的に取り組み、数字に見える成果を上げてきたところでござ

います。これまで容器、包装、プラスチックや紙類などの分別が進んだ結果、燃やすごみの中では生ごみが大きな割合を占めているところでございます。当然、今後は生ごみの資源化が大変重要な施策であると考えております。生ごみの資源化は分別の手間や回収方法、リサイクルの過程での生ごみの堆肥の活用度合い、さらには処理施設の規模やコストなどさまざまな課題がございます。今後については、生ごみ資源化の事業実施の効果を検証する中でさらなるごみ減量に努めまして、その推移を注視しながら新しいごみ処理基本計画について適切な進行管理を行ってまいります。

また、両市におきましては、収集運搬、組合においては処理と役割分担をしておりますが、今後ともごみ減量推進会議におきまして情報交換を行い、これまで以上に連携を強めてごみ減量に取り組んでまいります。

4点目の施設規模の大幅引き下げ、このことについてでございますが、生ごみも含めました燃やすごみの減量及び資源化は今後も計画的に鋭意努めまして、引き続き積極的に推進してまいります。組合におきましては、両市のごみ処理を安全で安定的に継続して行える施設整備が何より重要であることは言うまでもございませんが、ごみの処理量は社会経済情勢の変化によりまして、予測困難な要素もまたあるため、処理業務が滞ることのないように計画地を定めているところでございます。

なお、クリーンセンターの施設規模につきましては、コンパクトで効率的なスケールを念頭に計画を進めておりまして、基本計画が策定された後にも建設直前まで所要の規模の見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

5点目の処理方式検討委員会における焼却炉の規模とごみ減量への対応についてでございますが、新たな施設整備におきましては環境負荷が少なく規模が過大とならない施設といたしまして、クリーンセンター建設候補地の地元の皆様に十分な御理解をいただくため、一層のごみ減量の推進が必要でございます。さらに、クリーンセンター処理方式検討委員会では、将来、ごみ減量が進み、ごみの質や量に変動があっても対応できる処理方式かどうか検討することといたしましたので、引き続きごみ減量について適切に対応してまいります。

6点目の処理方式を決定しない環境影響評価についてでございますが、環境影響評価について最近の例は、浜松市や富士市で処理方式を複数のパターンのうち一番環境負荷の高いものを対象に進めている事例もございますので、処理方式を決定せずに環境影響評価は実施できるものと考えております。今後、処理方式の選定に当たっては安定性や

信頼性、環境保全性及び経済性について総合的な観点から検討いたしまして、地域の皆様に十分な説明を行い、御理解をいただいた上で決定していきたいと考えております。

最後、7点目の焼却残渣の埋め立てによらない処理についてでございますが、新しい一般廃棄物処理基本計画の施設整備の基本方針にありますように、安全性と環境保全を第一として資源化を推進して最終処分場に依存しない処理システムの整備を考えております。さらに、ごみ処理コストの低減や熱エネルギーの有効利用を図って、地域住民の皆様に真に信頼される安全で安心な処理施設を目指してまいります。

処理方式検討委員会ではごみ処理に伴い発生する焼却残渣である副生成物の処理について、処理システム全体について検討を行います。その内容は、3つの項目から成っております。その1つ目として安定性、信頼性については副生成物の性状に関する安定的な管理、2つ目といたしまして、環境保全性については最終処分量及び有効利用量、そして、3つ目といたしまして経済性につきましては、副生成物の処理費について、この3項目をそれぞれ厳密に評価していくことといたしました。東日本大震災を受けまして今後の震災等にも対応した総合的な廃棄物処理を考えますと、瓦れき等も含めた最終処分場の確保が必要であると認識したこともまた事実でありますので、検討課題として取り組んでまいります。

○5番（大石信生議員） 議長。

○議長（舘 正義議員） 5番、大石信生議員。

○5番（大石信生議員） かなり詳細な答弁をいただきました。御答弁を踏まえて再質問を若干いたします。

まず、1点目の基本計画に市民委員の意見が反映されたかというこの問題ですが、御答弁ではエコクッキング教室、その他の若干の提案は追加されているという、そういうことではございましたが、やはり基本計画の根幹に触れる部分では、市民委員の意見が反映されていないということは私の言ったとおりだというふうに思います。結局、市民による委員会の予定というのはなかったんです。それで、仮宿のほうから、その住民から指摘をされて、急遽泥縄式に設置されたというそのことは、やはり否めないというふうに思います。それで、委員からいろいろ出された重要な意見というのは、結局ごみ処理基本計画に盛り込む上で時間的余裕も検討する側も用意も十分でなかったというのが実情だと思っております。しかし、これでこの計画が数日後にもう実行に移されていくわけですから、今後はこのような教訓から学んで、この計画を推進していく過程で市民の

意見や市民感覚を取り込みながら、取り入れながら、次にはより発展した計画、次期計画をつくっていくと、そういうようにしていくべきではないかと、今の時点ではそういうふうに思いますけれどもいかがでしょうか。これについてを伺います。

2点目、この現在の計画の制度です。これについての総括の問題ですが、結局19年3月に策定された現在の計画、ごみ減量の10年計画の目標値を結局3年で消化達成してしまったわけです。これはある意味で非常に結構なことですが、しかし、計画の性格さという点では、やはりよく練られた計画ではなかったという、そういうことになると。それは執行部としてもお認めにならざるを得ないじゃないかというふうに思います。今、お答えになったとおり、結局なぜ19年3月以後に3年で超過達成してしまったかという、19年3月以前につくったこの減量の仕組み、そういうものが働いて3年でできちゃったわけですから、そういう点でも、やはりこの点はよく練られた計画ではなかったと、そういうふうに余り認めたくはないかもしれませんが、認めざるを得なかった、それが事実ではないかと。総括が必要ですから、その点について伺っておきたいと思います。

3点目です。新しいこれからの計画でも、私は早期達成になるんじゃないかと、そういうふうに思っております。そういう意味では、若干計画にずさんさと言ってはちょっときつい表現かもしれませんが、それがあったと言わざるを得ない。

ただ、この質問の中で、管理者は今後において生ごみ資源化は大変重要な施策と、そういうふうに御答弁をされました。私が申し上げた今後の新しい計画においても、目標をかなり早く達成できるのではないかということに関しては、管理者のお答えはなかったように思います。もちろん、繰り返しますが目標を早く達成することは望むところです。今、藤枝が若干先行している形ですが、焼津市長も大変ごみ減量には積極的だというふうに私も受けとめていまして、多分、この両者がお互いに切磋琢磨して、かなり早く進むんじゃないかと。したがって、この生ごみを、非常に大きな部分を占める生ごみを燃やさない方向というのは、これは今後全域でかなり進むと、そういうふうに考えていかどうか、そこを確認したいと思います。これが3点の質問です。

それから、4点目は、230トン以下にすべきではないかという、その問題ですが、答弁の中で、建設直前まで施設規模の見直しを進めるという御答弁がありました。このことは、新しい計画の中にも、確かに1行ひっそりとというか、書かれていることは確かなんですね。しかし、ここが非常に大きな問題で、私は施設を可能な限りコンパクトに

つくって、建設費を大幅に削減していくということも、片野さんが言いましたように非常に大きな課題だというふうに思っております、やはり、規模は230トンにこだわらないで建設の直前まで柔軟に煮詰めていくと、ここに、むしろ最大の力点を置くべきではないかと、この点を重ねて伺っておきたいと思っております。

それから、5番目の問題ですが、ごみ減量の段階に対応できる焼却炉の問題。

焼却炉を大きくつくり過ぎてしまったために、ごみ減量を進めるどころか、不況などでごみが減ってくると焼却炉の24時間運転ができなくなってきた、逆にごみを探しているという、そういう自治体が実は全国にかなりあります。逆立ちしていると思うんです。

先日は、私は島田市の最終処分場へ行ってきましたけれども、そしたら、あそこではせつかく一度埋めたごみの中から、廃プラとかビニールをもう1回重機で掘り出して、それをまた田代環境プラザへ持って行って、もう1回再処理するというのをやっているわけですね。これは、ごみが足りないということと、それから、熱量が足りないという2つの問題があってやっているということなんですけれども、税金を使ってやる仕事かなというふうな感じがいたしましたが、しかし、そもそも焼却炉のつくり方に問題があったと言わざるを得ないんですね。

こういう大きな施設をつくってしまうと、やはりごみ減量はやれなくなるだけじゃなくて、ごみを探して歩かなきゃなくなる。こういう教訓があるわけですから、私は、これは処理方式検討委員会で研究するということが言われまして、それは実際やっていると思うんですけれども、まだ、結論は多分出ていないと思うんですね。ここはしっかりと答えを出していくと。非常に重要な問題として出していくという、そのことをぜひ約束してもらいたい、そのように思っております、その点で御答弁をいただきたいと思っております。

それから、6点目の環境影響評価です。答弁では、基本的には機種が決まらなくても、複数の処理方式について、そのマックスをとらえて環境影響評価をやるから、これは可能なんだというふうに言われました。

実は、この分野は、私は実際には相当大きなお金と時間をかけてやりますが、かなりいいかげんな分野で、この環境アセスメントというのは、アセスメントではなくて合わせメントだと言われているんですね。現に私の知り合いの人が環境アセスメントをやる会社に勤めていまして、彼は、受け元ですね、発注者の意向のために、客観的事実をか

なりまげて記述しなきゃならないということが再三出てくるので、非常につらいんだということを言っていたことがあります。要するに1回大がかりにどかんとやると、もうその前に、ほぼ現場は動かさない状況がありますから、結局その結論に合わせていくという、そういう状況があって、私はこの質問をやる前に、ちょっとこの環境アセスメントとは何かと。最近出た岩波新書をちょっと読んで見たんですけども、要するに日本は環境アセスメントでは後進国だと。本当は、どかんと1回やるだけじゃなくて、早い段階から戦略的な環境アセスメントを何回かやって、適地の決め方もそれでやっていくべきだというようなことが書かれているんですね。

ただ、この問題は、やはり非常に重要な問題であって、特に今候補地になっている地域の皆さんに対して、これはやっぱり相当神経を使って、この分野でも。余りいいかげんなことでやると相当な反発が出てくる可能性がある問題だという点を申し上げて、特に慎重にやるべきだというふうに考えるけれども、どうかということについてお答えいただきたいと思います。

最後7点目は、焼却残渣についてであります。焼却残渣は埋め立てに頼らない、そういう方法を処理検討委員会では検討していると。あわせて今後の大きな、今回の大震災の教訓から、自前の最終処分場も確保することを検討していきたいということだったと思います。この点はよくわかりました。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（舘 正義議員） 当局から答弁を求めます。
- 管理者（北村正平） 議長。
- 議長（舘 正義議員） 管理者。
- 管理者（北村正平） 再質問6点あったと思います。

1つ目の基本計画に市民委員の意見、この反映について、このことでございます。

今回も大変市民の皆様の委員の御意見等につきましては、参考となる有用な意見、これをいただいているということも私、承知しております。そういうことから、次の計画策定も市民の意見、あるいは市民感覚、こういうことを取り入れることによりまして、発展的な計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

それから2つ目、現在のごみの処理基本計画の制度、このことだったと思います。これにつきましては、現計画が前倒しで達成できましたのは、何といたってもごみ減量に対する、市民の皆様の大変な意識の高まり、協力、こういうことと同時に、先ほど申し上

げましたけれども、長引く不景気の影響、こういうようなものが計画を上回ったものと、そういうようなことであると、私は考えているところでございます。

また、新たな計画では、さらに減量のペースを上げまして、10年間で10%以上、こういったような高い減量目標を掲げまして適正な進行管理、これを行っていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、3つ目でございますが、生ごみの資源化によるごみの減量。これも今後も進めていくのかという御質問でございました。焼津市さんも生ごみの減量化というのは、大変今一生懸命やっただけでいるところでございまして、今後は2市それぞれ実情に合った形で、この生ごみの資源化に取り組んでいきまして、2市それぞれが生ごみの減量達成に努めていききたいと考えております。

また、生ごみの資源化ばかりではなくて、これにあわせて、先ほども御答弁で申し上げましたけれども、紙や容器包装プラスチック、これも大変大きい問題でございますので、この資源化についても今まで以上に進めていききたいというふうに考えております。

それから4点目は、施設規模の大幅な引き下げ、このことについてでございます。

施設規模につきましては、現在のごみ排出量と、それから、今後のごみ減量施策の取り組み、こういうようなことを見きわめまして、今の環境省、ここで定めましたごみ処理施設構造指針というのがございますけれども、示されたものがありますが、これに基づきまして、年間の排出量の目標値、これを定めてその排出量に合った施設規模、これを今の230トン、日量ですが、これを見込んでいるところでございます。

なお、先ほど御答弁申し上げましたところでございますけれども、市民の御協力をいただきまして、ごみ減量を進めて、施設規模につきましては建設直前まで、これを見直しを図るというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、5点目でございますけれども、処理方式検討委員会、この委員会によって焼却炉の規模とごみの減量、これをどうするのかということでございます。処理方式の選定に当たりましては、現在進めている一層のごみ減量施策、これを考慮すべきであるというふうに考えているところでございますが、検討委員会でも今後のごみ減量に対応できる処理方式を検討することとなっておりますので、いろいろな角度から幅広く検討して、地域の皆様が御理解いただけるような処理方式、これを適正に判断してまいりたいと考えております。

それから、6つ目でございますが、処理方式を決定しないまま環境影響評価をやるこ

とはどんなもんかという、そういう質問だったと思います。浜松市とか、ごく最近では、富士市、先ほど申し上げましたけれども、そういうようなところがやっております、さらに全国的にも前例がございますので、これらをしっかり検証して、参考にしながら進めてまいりたいと考えているところでございまして、環境影響評価につきましては、その項目とか、環境影響評価をやる方法、これにつきましても、地域の皆様の御理解と御協力をいただかなければできないということでございますので、こういうような方針で進めていきたいというふうに思います。

6つ、以上だったと思いますけれども。

○議長（舘 正義議員） 大石信生議員、よろしいですか。

○5番（大石信生議員） 議長。

○議長（舘 正義議員） 5番、大石信生議員。

○5番（大石信生議員） 今の御答弁で、かなりもう、3回目やらなくてもいいというところが幾つかありましたが、1点目と2点目を合わせてみますと、やはり、市民委員の中に参考になる重要な意見があったけどもという受けとめはされているということでございまして、私は4月1日から始まっていく新しい計画において、やはり絶えず市民の意見とか、あるいは市民の感覚、そういうようなものについては、絶えず取り入れながら計画を実行していく、そここのところがぜひ大事ななど。教訓を生かすとしたら、そういうことが非常に大事ななど。もちろん次期の計画も今、管理者がお答えになったようにやっていただくわけですが、そのことが非常に大事ななどというふうに思っております。

それから、10年間に10%以上とって、この以上というところが、まあいろいろありますけれども、しかし、大体10%というのは、やっぱり今の進行状況から見るとかなり内輪な目標なんですね。実際にはもっと早く進むだろうと。清水市長の積極さも、もちろん私は思っていますから、そういう意味で進まざるを得ないわけです。その中で、言われた最初の答弁にあったごみ減量推進会議、これはちょっと聞くところによると、毎月1回ぐらいのペースで、組合と2市との間で開いているということで、こういう中で進行状況がどんどん進んでいけば、それは両市民がお互いに影響を受け合うわけですから、ここのごみ減量推進会議というのは非常に重要な役割を今後果たしていくんではないかというふうに思っております、そこでは大いにこの減量の方向を進めていただくようにしたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、お答えがあれば

お願いしたいと思っております。

それから、ごみ減量の段階に対応できる焼却炉の問題については、検討委員会の検討内容に注目していきたいというふうに思っております。

最後、環境影響評価ですが、要するに全国的な調査の中で、実際には機種、あるいは処理方式が決定されなくても、環境影響評価というのは大規模に行われていくというのは私も知ってしまっていて、それがちょっと危ないなというふうに思っているわけですね。結局、今回の場合はもう、本当は一番最初に場所を決めるときに、実は戦略的な環境アセスをやって、そして、全域の中で最適地を決めていくという、それに基づいてね。そういうのが一番最初にあるべきだったんですけども、残念ながらそういう経過を経ないで、まあ仮宿というのが決まってしまったわけですから、これで影響評価をやると、結局仮宿をやっぱり、結論として、そこでいいという結果が出てこない、ぐあいが悪いというようなことになって、結局は、それは合わせメントじゃないかと言われたときに、非常に困るという問題があります。

したがって、私は環境影響評価については、むしろ住民の皆さんの意向を小刻みに組合としてはとらえて、そしてやはり、地域の感情に寄り添いながらこの問題に対処していくと、そういうことが今、うんと必要になっているんじゃないかというふうに思いますが、最後にも、最後にそのことを伺って、私の質問といたします。

○議長（舘 正義議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（舘 正義議員） はい、管理者。

○管理者（北村正平） 大きく3点だったと思いますけれども、新しい計画の進行管理等につきましても、市民の意見、そういうことを積極的に取り入れていくべきじゃないかということでございます。先ほども申し上げましたように、市民の意見、市民感覚、こういうのは大変重要なことでございますので、これにつきましても、進め方等につきましても、工夫、また考えていかなければならない点もございまして、そのように心がけていきたいというふうに思っております。

それから、両市と志広組でごみ減量推進会議、これをやっておりますけれども、これにつきましても、情報の共有、また、進行管理につきましても充実したものにしていくということと同時に、特に生ごみの減量につきましても、両市、またいろいろ工夫して、力を合わせて引き続き減量に努めていきたいというふうに思います。

それから、環境アセスメント、これにつきましては、議員が言われるような懸念がないようにいろいろ検証して、項目または方法、そういうようなことも地元の皆様にお示ししながら、また、御意見をいただきながら、慎重に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（舘 正義議員） これで一般質問を終わります。

日程第2、第1号議案から第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。質疑なしと認め、上程議案4件の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議案について討論のある方は通告願います。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時24分

○議長（舘 正義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから上程議案4件に対する討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

最初に原案に反対の5番、大石信生議員。

○5番（大石信生議員） 議長。

○議長（舘 正義議員） 5番、大石信生議員。

○5番（大石信生議員） 私は、ただいま議題になっております4議案のうち、議案第1号 平成24年度志太広域事務組合一般会計予算について反対の討論を行います。

この討論を行うに当たって、過去数年間の予算案への私どもの反対討論や、あるいは決算認定に対する反対討論を改めて読み直してみました。これらの反対討論の中で、私どもが指摘し続けたのは、まったく出口の見えないごみ行政の長期の混迷、これがいつまでも許されるかという問題でありました。この点でいいますと、志広組は、この混迷から少しずつ抜け出しつつあると思います。

結局、混迷は行政の姿勢にあったわけでありまして、2002年からの助宗での何もできなかった空白の3年間から、大井川のゼロ・エミッションへの参加の失敗、その後の県の広域連合によるごみ処理構想の破綻と続きました。住民目線を失った混迷に次ぐ混迷を続けたわけでありまして、それに幹部職員2年交代制の無責任体制が拍車をかけまし

た。あわせてお役人の悪い癖で、2年の任期中にやれないような問題には手を出そうとしない。私どもの提起は、この間ほとんど見送られました。

志広組は日常業務はこなすけれども、この10年間、新しい課題は何もやれなかった。失われた10年であります。問題の2年交代制はやや修正されましたが、十分な権威を持って専門行政を推し進める水準とはまだまだなっていないと言わなければなりません。

この4月から施行される向こう10年間の一般廃棄物処理基本計画、ごみ処理基本計画ですが、これについては、ただいまの議論のとおり欠陥を多く持ったものであります。この問題でも仮宿から指摘をされて、計画のどん詰まりで慌てて市民委員の意見を聞くという形をとりましたが、しかし、市民委員が出した重要意見は計画に反映されていません。ここでも住民目線に立っていない志広組の弱点があらわれています。

まあそれでも、きょうの議論の中で、この計画を執行していく段階で、市民の意見に大いに目を向けていくという姿勢が表明されましたので、次の見直しも含めて、机上ではなく市民の中でつくり、市民とともに実践していくごみ処理基本計画になるように注文をしておきたいと思います。

新ごみ処理場の建設をめぐる志広組の姿勢にも多くの問題があります。この問題で候補地となった仮宿が圏域の中で最適地であるのかどうか、透明性をもった市民の中での検討は全くされていません。この組合議会の議論の中でも、例えば仮宿交差点の大渋滞の問題を提起しても、まともな答弁はありません。これは議会で提起したのは私どもですが、仮宿の住民の中に、この意見は広くあるわけであります。

また片野議員が提起した、焼津は従来より距離が3倍になることで、ふやさなければならぬ車両はどれだけで、人はどれだけか。運搬費用がどれだけふえるかという問題にも何も答えられていません。藤枝市も中心部の高柳から北東の外れになることで運搬費用がどうなるか。答弁はこれらをひっくるめて、今ある3つの施設を1つにすることで財政効率は良くなるはずだから、その中でこれらの費用分も吸収できるということで御理解願いたいと。こういう意味の答弁が繰り返されるだけであります。

毎日の運搬にかかる経費を3つを1つにする効率化で吸収できるか、この検証は不明です。市民の中にある疑問を正面から受けて解明しようとしなくて、逃げを打って、年に2回の議会を何とかやり過ぎすと。こういう姿勢が改まらない限り、住民の真の理解は絶対に得られないと、このことを強調しておきたいと思います。

あわせて、候補地が圏域にとって最適地かどうかの透明性を持った検証も行われてい

ないわけです。まさに戦略的環境アセスメントで公開のもとでこれは行われるべきでした。この問題では、今でもこの原点の心構えが地元に対して重要であると申し上げておきたいと思います。

この議会で、管理者から最終処分場確保についても検討していく表明がされたことは、重要であります。埋め立てに頼らない処理方法についてただした私の質問に答えられました。

けさの新聞には神奈川の焼却灰の処理が奈良の民間業者から拒否されたという報道がありました。一たん周辺住民の拒否が始まると、圏域外の処分地に頼るというやり方がいかに脆弱なものか、身にしみてわかっていることです。自前の処分場を持てなかったために、県外への委託の処理は平成10年から始まりましたから、13年間、総額で30億円を超える処分費に膨らみました。この問題も繰り返し討論で取り上げてきましたが、ようやく前向きな機運が出てきました。引き続き私どもも政治を前に進めるために、執行部と協力していく用意があることを表明して討論といたします。

○議長（舘 正義議員） 次に、原案に賛成の12番、鈴木正志議員。

○12番（鈴木正志議員） 議長。

○議長（舘 正義議員） 12番、鈴木正志議員。

○12番（鈴木正志議員） 私は、ただいま上程されております4議案、全議案に賛成する立場から、特に通告いたしました第1号議案 平成24年度志太広域事務組合一般会計予算について賛成討論を行います。

東日本大震災から1年が経過した中、復興へ向けたさまざまな取り組みがされておりますが、依然として国・地方ともに大変厳しい財政状況に置かれており、景気の持ち直しに期待するところであります。このような中、本予算案は、組合規約に基づき、組合が管理する施設の安全で安定的な運転管理、計画的な維持補修等を実施するものとなっております。前年度当初予算に比べ、5億9,700万円、26.5%の増となっておりますが、新たに消防広域化に向けた準備を行うためのものであり、圏域住民の安心・安全の確立への予算編成であると評価できるものであります。一方、財源の多くが2市からの分担金であるということを十分に認識し、有価物の売り払い等自主財源も確保し、的確に対応するとともに、これまで以上に経費節減に努め、円滑な運営を要望するものであります。

組合事業において、最重要課題であるクリーンセンター及び新斎場の整備については、

現地測量を実施するなど、着実に事業が進められております。今後もこれまで以上に積極的な取り組みを期待するものであり、あわせて現行施設の安全で安定した運転の確保をお願いするものであります。

また、循環型社会の構築に向け、2市と連携しながら、ごみ減量化、資源化の推進に一層の努力をし、住民生活に密着した環境施策の実施を強く要望するものであります。

幾つか要望させていただきましたが、財政の厳しい折、健全財政を維持しつつ必要な事業を十分に精査した予算案であると認められるものであります。よって、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました第1号議案につきまして、賛成討論をいたしました。議員各位の御賛同をいただき、上程されております4議案、全議案に対して賛成をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（舘 正義議員） 以上で、上程議案4件の討論は終わりました。

これから、上程議案4件の採決を行います。

初めに、第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（舘 正義議員） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（舘 正義議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（舘 正義議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(舘正義議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成24年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 舘 正 義

会議録署名議員 石 田 善 秋

会議録署名議員 鈴 木 正 志

付 録

議員 氏名	発言要旨	答弁を 求める者
<p>(14)</p> <p>片野伸男</p> <p>議員</p>	<p>「質問」</p> <p>1 広域でのゴミ処理の問題点について</p> <p>(1) (仮称) クリーンセンターの問題点について</p> <p>(2) 既存の施設 (民間も含む) の活用について</p> <p>2 被災地のガレキ処理について</p> <p>(1) 被災地のガレキを受け入れた場合の地元を与える影響について</p> <p>3 高齢化社会を迎えての斎場の問題点について</p> <p>(1) 斎場敷地周辺の問題点について</p> <p>(2) 斎場の利用者増の対応策について</p>	<p>管理者</p>

議員 氏名	発言要旨	答弁を 求める者
(5) 大石 信生 議員	<p>「質問」</p> <p>1 一般廃棄物処理基本計画の問題点について</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基本計画の問題点</p> <p>要旨</p> <p>①公募による市民委員の意見反映について</p> <p>②現在のごみ処理基本計画の精度について</p> <p>③生ごみ資源化によるごみ減量の影響について</p> <p>④施設規模の大幅引き下げについて</p> <p>⑤処理方式検討委員会における焼却炉の規模とごみ減量への対応について</p> <p>⑥処理方式を決定しない環境影響評価について</p> <p>⑦焼却残渣の埋立てによらない処理について</p>	管理者